

ジャガイモシロシストセンチュウまん延防止対策 【989百万円】

対策のポイント

国内で初めて発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウについて、発生ほ場を特定するための検定施設の整備や抵抗性品種の種ばれいしょの緊急増殖体制を構築します。

<背景／課題>

- ・平成27年8月に、国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウ※の発生が確認されました。
- ・このため、土壌中に生息する本線虫の発生ほ場を正確かつ迅速に特定し、的確な防除を実施することにより、本線虫のまん延防止及び早期根絶を図る必要があります。
- ・また、既存品種のばれいしょには本線虫抵抗性がないことから、大量増殖可能な植物工場を用いた栽培方式により、新しく開発された抵抗性品種を早急に増殖し、発生地区に供給することで、本線虫のまん延防止をより確実なものにする必要があります。

※ ジャガイモシロシストセンチュウとは、土壌中に生息する害虫で、ばれいしょの根などに寄生して、ばれいしょを枯死させるなどの経済的な被害を与えるおそれのある重要害虫。

政策目標

国内におけるジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止・早期根絶

<主要内容>

1. 発生ほ場を特定するための検定施設整備

ジャガイモシロシストセンチュウの発生ほ場を特定するために必要な土壌中の本線虫を検定するための施設を整備します。

（事業実施主体：植物防疫所）

2. ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種緊急増殖施設整備

ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の種ばれいしょを緊急に大量増殖するため、植物工場を用いた噴霧耕栽培方式による種ばれいしょ生産施設を整備します。

（事業実施主体：独立行政法人種苗管理センター）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|-------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局植物防疫課 | (03-6744-9644) |
| 2の事業 | 食料産業局知的財産課 | (03-6738-6443) |